

利用者負担額(保育料)一覧 (3号認定) R3.4.1~

定義	推定年収	名寄市				
		市階層	0~2歳児(3号)		母子父子世帯等 要保護世帯軽減	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	-	A	0	0	0	0
住民税非課税世帯 ※名寄市は所得割非課税世帯 国は所得割・均等割非課税世帯	~260万円	B	0	0	0	0
所得割課税額 48,600円未満	~330万円	C	19,500 (0)	19,100 (0)	9000 (0)	9000 (0)
所得割課税額 71,000円未満	~400万円	D1	30,000 (0)	29,400 (0)		
所得割課税額 77,101円未満	~470万円	D2				
所得割課税額 97,000円未満						左同
所得割課税額 169,000円未満	~640万円	D3	42,500 (0)	41,700 (0)		
所得割課税額 215,000円未満	~740万円	D4	50,000 (25,000)	49,100 (24,550)		
所得割課税額 301,000円未満	~930万円	D5	61,000 (30,500)	59,900 (29,950)		
所得割課税額 347,000円未満	~1,020万円	D6	66,500 (33,250)	65,300 (42,650)		
所得割課税額 397,000円未満	~1,130万円	D7	80,000 (40,000)	78600 (39,300)		
所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	D8				

※1 4月1日現在の年齢で利用者負担額を決定します。(ただし、4月2日生まれの児童は誕生日の前日に2号認定に切り替わるため、2号認定の金額)

※2 未就学児までの兄弟姉妹がいる場合には、多子軽減の対象となります。ただし、所得割額が169,000円未満の世帯については年齢制限を撤廃します。

※3 ()内は第2子の料金、第3子は0円です。